

北海道告示第10410号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>北海道立総合研究機構物価高騰対策支援事業費補助金</p> <p>コロナ禍における物価高騰に関し、経営努力の範囲を超える多大な影響が生じている北海道立総合研究機構を支援するため、北海道立総合研究機構の光熱水費について北海道が予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>北海道立総合研究機構</p>	<p>電気料金、重油料金、灯油料金及びガス料金（以下「電気料金等」という。）の合計額（令和4年4月から令和5年3月までの間に使用したものに限る。）から、北海道立総合研究機構運営費交付金算定上の電気料金等及び寄附金その他の収入を差し引いた額</p>	<p>10/10以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年3月20日 提出先 総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課</p>	<p>—</p>	